

椎田そらいろ保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、椎田そらいろ保育園が説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	築上町
所 在 地	築上町大字椎田891番地2
電 話 番 号	0930-56-0300
代 表 者 氏 名	町長 新川 久三

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	椎田そらいろ保育園
施 設 の 所 在 地	築上町大字越路1326番地1
連 絡 先	電話番号0930-56-5566 FAX0930-56-5566
管 理 者	園長 牛島 めぐみ
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満3歳以上の児童 45人 満1歳以上満3歳未満の児童 24人 満1歳未満の児童 6人
開 設 年 月 日	平成30年4月1日
事 業 所 番 号	XXXXXXXXXX

3 目的・運営方針

椎田そらいろ保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	4,982.45㎡
	園庭	1,948.56㎡
園舎	構造	鉄筋コンクリート造
	延べ面積	1,304.69㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	つき組(2歳児クラス)
ほふく室	3室	ひかり組(0歳児クラス)、ほし組(1歳児クラス)について各1室、他1室
保育室	3室	にじ組(満3歳児クラス)、そら組(満4歳児クラス)、たいよう組(満5歳児クラス)について各1室
遊戯室(ホール)	1室	
調理室	1室	
事務室	1室	
医務室	1室	

5 職員の設置状況(令和6年4月1日の状況)

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
主任保育士	1	1		
保育士	17	8	9	
栄養士	1	1		
調理員	3	1	2	

当園では、「築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月26日条例第14号。)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。なお、入所児童数などによっては、上記の員数と異なることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝日は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

月曜日から土曜日の保育時間（11時間）	午前7時から午後6時まで
延長保育時間	午後6時から午後7時まで

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

月曜日から土曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
延長保育時間	朝：午前7時から午前8時30分まで 夕：午後4時30分から午後7時まで

8 提供する保育等の内容

(1) 保育及び延長保育の提供

毎日の保育の流れ（例）

時間	0・1・2歳児	3・4・5歳児	延長保育
7:00	保育標準時間保育開始	保育標準時間保育開始	
8:30	保育短時間保育開始	保育短時間保育開始	
10:00	おやつ 遊び（室内外）・散歩	・遊び（室内外） 課題保育	
11:30 ～	食事	食事	
12:30	お昼寝 （年齢によって前後します）		
13:00		お昼寝 （年齢によって前後します）	
14:40	目覚め	目覚め	
15:00	おやつ	おやつ	
16:00	順次降園	順次降園	
16:30	保育短時間終了	保育時間短時間終了	
18:00	保育標準時間終了	保育時間標準終了	
19:00	閉園	閉園	

保育短時間の延長保育

保育標準時間の延長保育

お散歩のコース

屋外遊戯場以外に、近隣にある實葉池公園、小学校などにお散歩に行きます

(2) 自然カリキュラムに沿って1年間、散歩に出かけ自然に触れる（五感を育

てる) や異年齢児と触れ合う保育をしています。また、和太鼓も取り入れてい
ます。体育教室・手話・菜園づくり・読み聞かせ等をしています。

(3) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(4) 健康診断

当園では、定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法（昭和33
年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

園児健康診断 全園児（年2回）、歯科健診 全園児（年2回）

(5) その他

9 保育料等

保 育 料	保護者が居住する市町村が定める額
延長保育料	30分あたり100円 (但し、月額上限 2,000円)
その他実費に関する料金	災害共済給付掛金 250円
	月刊絵本代金 (360円~410円)
	保育協会協力費 (1児童につき50円、保護者会費に 含まれています)
	制服・遊び着・体操服・運動帽子・かばん・サ ブバックなど
	副食費 3~5歳児 1か月 4,800円
	バス利用料 (片道500円) 誕生会保護者会食費 (1人300円) 程度
当園にお支払いいただいた上記費用につきましては、領収書を交付いたします。 ただし、口座引落の場合は、希望者のみ領収書を交付いたします。	

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	古賀整形外科内科医院
医 院 長 名	古賀 三樹
所 在 地	築上町大字椎田846-1
電 話 番 号	0930-56-1730

(2) 歯科

医療機関の名称	高田歯科
医 院 長 名	高田 英幸
所 在 地	築上町大字椎田 797
電 話 番 号	0930-56-4858

12 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する以下の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

<近隣の緊急連絡先>

警察署 110番	椎田交番 110
消防署 119番	京築広域圏豊前消防署西部分署 0930-53-1191

13 非常災害時の対策

非常時の対応	当園が定めた消防計画書により対応いたします。
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

<保育所近隣の広域避難場所、一時避難場所、避難所は次のとおりです。>

広域避難場所	椎田そらいろ保育園
一時避難場所	葛城小学校
避難所	椎田そらいろ保育園

1 4 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 牛島 めぐみ ・ご利用時間 8:30～ 18:30 ・電話番号 0930-56-5566 F A X 0930-56-5566 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
	第三者委員	西 弘
<u>民生児童委員</u>		
北郷 正治		電話番号 0930-56-0373
		<u>民生児童委員</u>

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

1 5 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	災害共済給付（独立行政法人日本スポーツ振興センター）
保険の内容	保育園管理下における児童の災害（負傷、疾病、傷害、死亡）に対して、医療費等の給付を行う。
保険金額	災害の範囲による給付金額

※初診から治療までの医療費総額（医療保険でいう10割分）が5,000円（請求点数500点以上）

※災害共済給付金を受ける権利は、給付事由が生じた日から2年間です。2年を過ぎると請求できなくなります。

※詳しくは、学校安全ナビの資料等を玄関に設置しています。閲覧ください。

1 6 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名： 椎田そらいろ保育園

説明者職名： 園長 牛島 めぐみ

私は、本書面に基づいて椎田そらいろ保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：

児童氏名 ：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：

個人情報使用同意書

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・小学校への円滑な移行、接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・他の保育所等へ転園する場合、その他の兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し、必要な情報提供を行うこと。
- ・クラスだよりや連絡システム（コドモン）、町の広報誌等に写真を掲載すること。

椎田そらいろ保育園 園長 牛島 めぐみ

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

㊞